

研究レポート

2

父親の出産前後の休暇取得状況とサポートの実態について



ベネッセ教育総合研究所 持田 聖子

1. はじめに

少子高齢化が進行し、今後も、日本の出生数は減少し続けるという予測が出ている¹⁾。そのような中で、政府は2015年に閣議決定された「第3次少子化社会対策大綱」にて、男性の働き方の改革、産後ケアの充実など、さまざまな重点目標を掲げ、2020年での達成目標を初めて数値で示した²⁾。その中には、父親の育児休業取得率や、妻の出産後2ヵ月までに父親が取る休暇の取得率の目標も設定されている。産後ケアについては、母親への妊娠・出産・育児期を通した切れ目ない社会的なサポートの充実を目指している。ベネッセ教育総合研究所が2015年に行った「産前産後の生活とサポートについての調査」(0歳児の子どもを持つ母親が回答)によると、家事や赤ちゃんの育児などのサポートは、家族が中心的に担っており、家族以外の社会的なサポートの利用は極めて少なかった³⁾。父親については、赤ちゃんや上の子どもの育児を主に担っていることがわかった。

今回、「乳幼児の父親についての調査」では、妻の出産前後の父親の休暇取得状況と、出産後の妻へのサポートや、その時期の家事・育児等への取り組みの状況を具体的に詳細にたずねた。本稿では、この2点について取り上げる。父親が、子どもの誕生をどのように迎え、出産後の妻を支えているかを把握、紹介することで、今後、父親たちが、妻の出産後に休暇を取った際、具体的にどのように過ごせばよいのかの参考資料となることを願っている。

2. 使用するデータ

第3節「子どもの出産や育児のための休暇」では、2014年のデータより、首都圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)に居住し、満1歳2ヵ月以上の子どもを持つ父親2,190人を分析の対象とする。育児・介護休業制度では、父母がともに育児休業を取得する場合は、子が満1歳2ヵ月に達するまでが育児休業の対象となるため(パパ・ママ育休プラス)、本調査でも、出産や育児のための休暇については、期間を対象の子どもが満1歳2ヵ月未満と定めてたずねた。よって、休暇日数を分析する際に、まだ休暇中の可能性のあるサンプルを除くために、対象の子どもの年齢が満1歳2ヵ月以上の父親を分析の対象とした。尚、本調査では、父親の年齢は20~49歳であるが、一部、経年で比較する際は、2005年調査、2009年調査のサンプルと合わせ、20~45歳に絞って分析した。

第4節「出産後4ヵ月間の父親のサポート」では、2014年のデータより、首都圏に居住し、満0歳4ヵ月以上の子どもを持つ父親2,568人を分析の対象とする。

3. 子どもの出産や育児のための休暇

本調査では、対象の子どもの出産前後から満1歳2ヵ月になるまでの間、妻の出産や育児をサポートするために、父親が取った休暇の種類、休暇を取った時期、休暇の日数についてたずねた。また、育児休業制度を利用しなかった父親に対しては、利用しなかった理由についてたずねた。本節では、この結果を報告する。

(1) どのような形で休んだか

「育児休業制度を利用した」、「勤務先が定めた、配偶者出産休暇などの特別休暇を利用した」、「有給休暇をとった」、「(自営業の場合) 仕事を休業した」、「その他」の選択肢から、該当する休暇の種類を複数回答で選んでもらった。

全体の51.5%の父親が、なんらかの形で仕事を休んだ(図2-3-1)。もっとも多いのは「有給休暇をとった」で38.4%、ついで「勤務先が定めた、配偶者出産休暇などの特別休暇を利用した」で17.4%だった。全体の48.5%の父親は、「休むことはしなかった」と回答した。

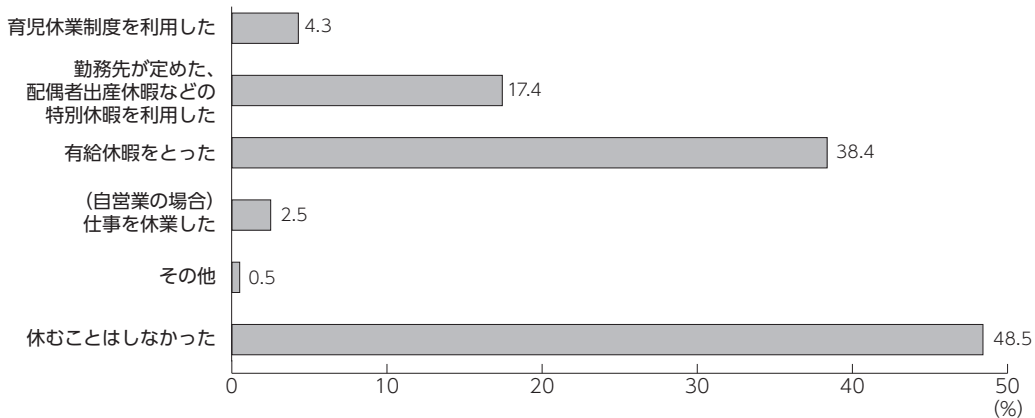
(2) いつ休んだか

なんらかの形で仕事を休んだと回答した父親

には、休んだ時期を「出産前」、「出産当日」、「産後8週までの期間」、「産後9週以降の期間」、「その他の期間」から複数回答で選んでもらった。なぜ出産後を8週までと9週以降に分けたかという、出産後6~8週は「産褥期」といい、出産後の女性の身体が産前さんぜんの状態に復古するまでに必要な時期であり、生活全般に渡るサポートや女性の心身のケアが必要な時期であるからである。

休暇を取った父親のうち、73.8%が出産当日に休んでいる(図2-3-2)。本調査では、出産の立ち会いの状況についてもたずねているが、2005年調査、2009年調査と、出産に立ち会った比率は増加し、2014年調査では6割を超えた(図表省略)。出産に立ち会うため、

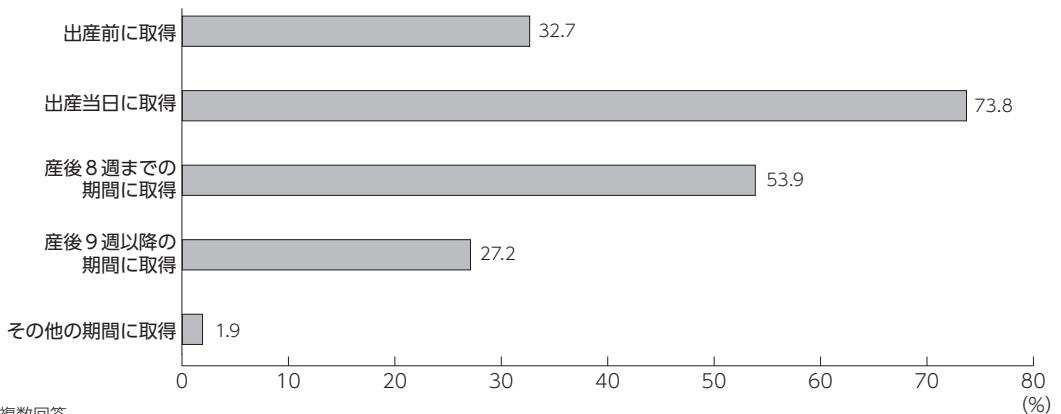
図2-3-1 対象の子どもの出産・育児のための休暇取得状況



注) 複数回答。

注) 対象の子どもの出産前後から1歳2ヵ月までの間の出産や育児のための休暇についてたずねた。父親がこの期間に働いていなかった場合は「休むことはしなかった」を選択。

図2-3-2 対象の子どもの出産・育児のための休暇取得時期



注) 複数回答。

注) 休暇を取得した父親のみ (1,127)。

出産当日に休みを取ったケースが多いのであろう。ついで、「産後8週まで」が多く、53.9%が妻の産褥期さんじょくに休んでいる。「出産前」は32.7%、「産後9週以降」は27.2%が休んでいる。

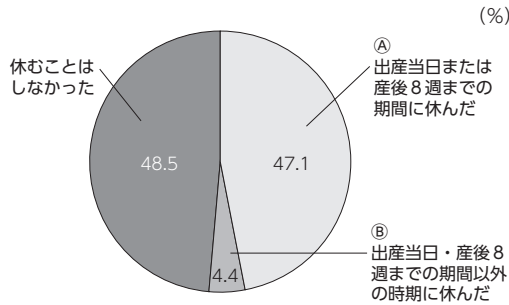
政府の「第3次少子化社会対策大綱」では、男性の配偶者の出産直後の休暇取得率を2020年度末までに80%にすることを目標に掲げている。ここでの休暇の定義としては、「配偶者の出産後2ヵ月以内に半日または1日以上休み（年次有給休暇、配偶者出産時等に係る特別休暇、育児休業等）」としている。本調査の結果を内閣府の定義に合わせて算出したものが、**図2-3-3**である。「出産当日」か「産後8週まで」のいずれかの時期、または両方の時期に何らかの形で休んだ父親は全体の47.1%だっ

た。本調査は首都圏のデータという制限があるが、内閣府の目標に達するためには、あと32.9ポイント上げなければならない。ここまで上げるためには、父親の職場の理解と休暇取得促進の働きかけが必要であろう。

(3) 取得日数

休暇を取得した父親には、何日間、休みを取ったかをたずねた（土日・祝日など、仕事が休みの日は除く）。**図2-3-4**は、その結果である。もっとも多いのは「3日」（20.0%）、ついで「5日」（17.7%）である。ただし、連続して取ったものか、細切れに取ったものかは調査ではたずねていないため把握できない。

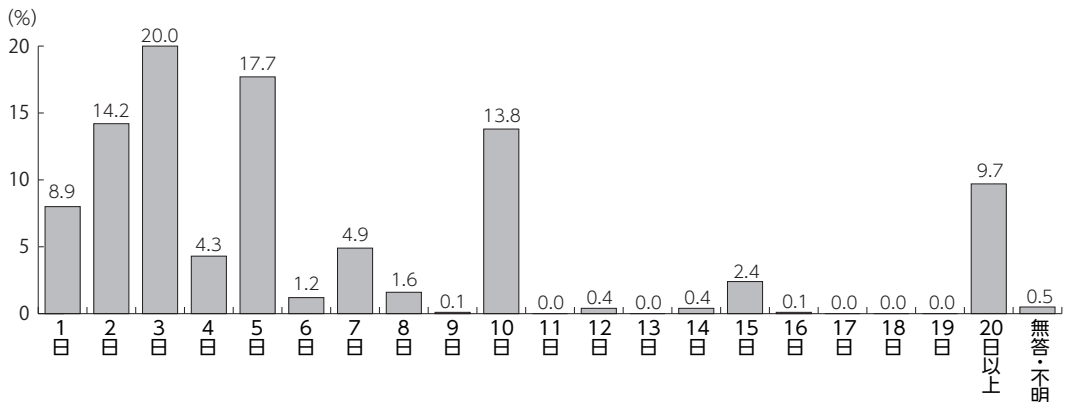
図2-3-3 対象の子どもの出産・育児のための休暇取得時期



注) ①は、「出産当日」または「産後8週まで」のいずれか、またはどちらも休んだと回答したケース。

注) ②は、「出産前」「産後9週以降」「その他」の期間に取得し、「出産当日」「産後8週までの期間」に取得しなかったケース。

図2-3-4 対象の子どもの出産・育児のための休暇取得日数



注) 休暇を取得した父親のみ (1,127)。

(4) 育児休業を利用しなかった理由

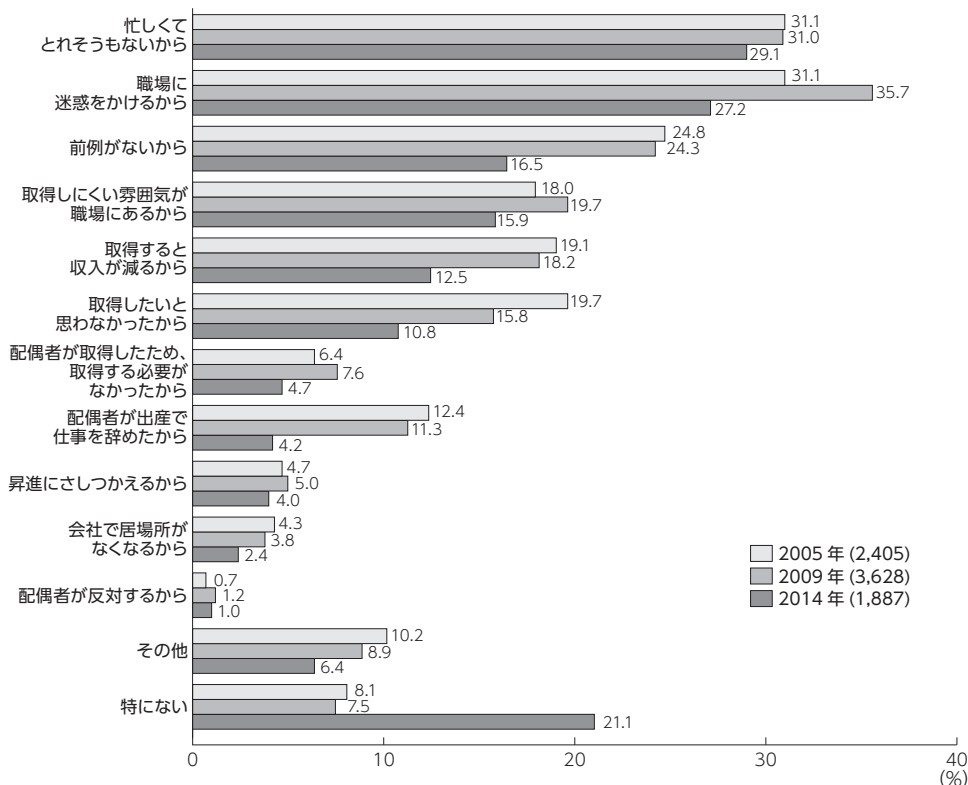
本調査では、「育児休業制度を利用した」父親は、全体のわずか4.3%であり、95.7%は利用しなかった。利用しなかった人に、その理由を12項目の中から3項目まで選んでもらった。2005年と2009年と2014年を比較したものが、**図2-3-5**である。ただし、2014年調査では、育児休業を利用したかどうかのみをたずねているが、過去2回の調査では、育児休業について、「利用したことがある」、「利用したいけれどできなかった」、「利用しようと思わなかったし、利用しなかった」から選ぶ形でたずねた。選択肢に利用意向が含まれるため、育児休業を利用しなかった理由を選択する際も、心理的なバイアスがかかっている可能性があるため、結果は大きく傾向をみるのみに留める。3時点とも、上位3位は同様で、「忙しくてとれそうもないから」、「職場に迷惑をかけるから」、「前例がないから」である。しかし、2014年では「前例

がないから」は2009年より7.8ポイント減少していた。2010年に改正育児・介護休業法が施行されたこと、また、2010年以降、自治体の首長やIT企業のトップが「育児休業」を取得して注目されるなどで、父親の育児休業への認知が上がったこと等が、影響しているのかもしれない。

4. 出産後4ヵ月間の父親のサポート

父親が出産後の母親をサポート・ケアすることは、母親の身体の回復にとって重要であるだけでなく、夫婦関係の維持・向上にとっても重要である。妊娠中から子どもが2歳になるまでの4時点の夫婦の相手に対する愛情の変化を調査したベネッセ教育総合研究所の「妊娠出産子育て基本調査」では、母親(妻)の父親(夫)への愛情が、出産を経て著しく低下し、子どもの成長とともに下がり続けた⁴⁾。この出産を経

図2-3-5 育児休業制度を利用しなかった理由 (経年比較)



注) 育児休業制度を利用しなかった父親のみ。
 注) 各年、20～45歳の父親。
 注) あてはまるものを3項目まで選択。
 注) 2014年の降順で図示。

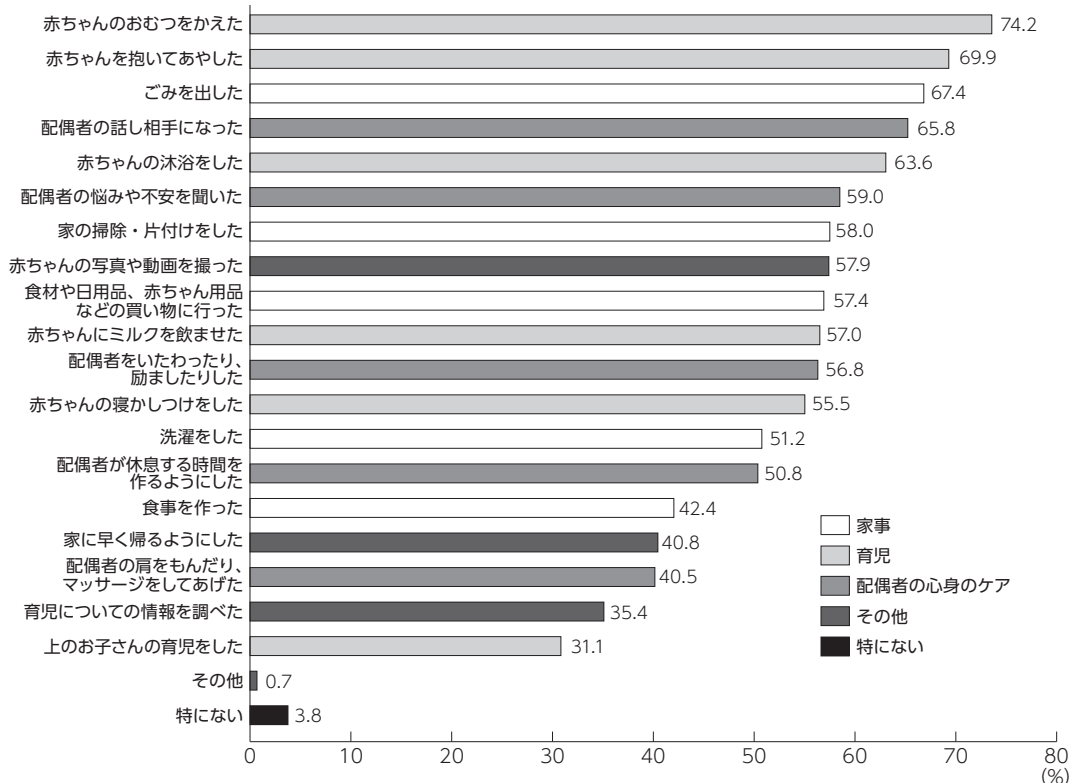
での愛情低下は、報道や出版などで「産後クライシス」と呼ばれた。出産後の妻を夫がサポートし、いたわることは、その後の良好な夫婦関係のために重要であるといわれている。

本調査では、父親が、妻の出産後4ヵ月間に、どのような取り組みをしたかを20項目から複数回答でたずねた。また、「産前産後の生活とサポートについての調査」では、初産婦と経産婦では出産後の悩みやニーズが異なることが明らかになったため、本調査でも、対象の子どもが第1子の父親と、第2子以降の父親で分けて結果をみてみたい。また、政府は父親の出産後8週までの休暇取得を促進しているが、ただ休暇を取ることを推進するだけでなく、休暇中、どのように妻をサポートしたらよいのかも併せて伝える必要がある。本分析では、子どもの誕生に際して休暇を取った人と取らなかった人とを分けて分析し、休暇取得の有無による取り組みの差もみてみたい。

(1) 全体傾向：育児・家事・配偶者の心身のケアなど、さまざまなことに取り組んでいる。

図2-4-1は父親の取り組みの結果を降順で並べたものである。20項目中、14項目について、半数以上の父親が取り組んでいた。ただし、本設問では、頻度はたずねていないため、一度きりの取り組みか、毎日行ったことかなどはわからない。第1位は「赤ちゃんのおむつをかえた」(74.2%)、第2位は「赤ちゃんを抱いてあやした」(69.9%)と、育児の取り組みであった。第3位は、「ごみを出した」(67.4%)であるが、ごみを出すことは、別設問でたずねている日常の家事項目でも、取り組み頻度ももっとも高い。第4位は、「配偶者の話し相手になった」(65.8%)である。出産し、睡眠もあまり取れず、新生児の育児に取り組む母親にとって、悩みや不安を聞いてもらったり、赤ちゃんの様子、親としての喜びなどを夫婦で話し合えることは、親への移行期の夫婦関係の構築にとって、大変重要なことである。

図2-4-1 対象の子どもの出産後4ヵ月間の取り組み (%)



注) 複数回答。
 注) 降順
 注) 満0歳4ヵ月以上の子ども父親 (2,568)

取り組みが相対的に低かった項目は、「食事を作った」(42.4%)、「配偶者の肩をもんだり、マッサージをしてあげた」(40.5%)であった。食事作りは、仕事をしている父親にとっては実際難しいものである。「産前産後の生活とサポートについての調査」でも、食事作りのサポートは、母方の親が中心的に担っていた。しかし、女性の出産時年齢が年々上昇する中で、祖父母世代も高齢化し、サポートできないケースも増えていくことが予想される。父親が取り組みにくい項目で、祖父母世代がサポートの中心となっているような項目については、今後は、社会的な支援も充実させていくことが必要ではないだろうか。

(2) 出生順位別：第1子の子どもの父親は、第2子以降の父親と比べて、妻の悩みや不満を聞いたり、情報収集をより行っている。対象の子どもの出生順位別に、「第1子」と「第

2子以降」について、出産後の取り組みで5ポイント以上差がある項目は、「ごみを出した」(第1子69.9%、第2子以降64.0%)、「食材や日用品、赤ちゃん用品などの買い物に行った」(第1子59.5%、第2子以降54.5%)、「配偶者の悩みや不安を聞いた」(第1子63.0%、第2子以降53.2%)、「配偶者の話し相手になった」(第1子68.3%、第2子以降62.5%)、「配偶者をいたわったり、励ましたりした」(第1子59.0%、第2子以降53.4%)、「配偶者の肩をもんだり、マッサージをしてあげた」(第1子42.6%、第2子以降37.6%)、「育児についての情報を調べた」(第1子39.8%、第2子以降29.1%)、「家に早く帰るようにした」(第1子43.6%、第2子以降36.9%)の8項目だった(「上のお子さんの育児をした」は除く(表2-4-1))。いずれも、第1子の父親のほうが取り組んだと回答した比率が高い。前述の調査でも、母親についても、初産婦の方が経産婦より悩みや不安は強く、初

表2-4-1 対象の子どもの出産後4カ月間の父親の取り組み (出生順位別)

		出生順位別 (%)	
		第1子 (1,526)	第2子以降 (1,039)
家事	食事を作った	41.4	44.0
	洗濯をした	52.4	49.5
	家の掃除・片付けをした	59.6	55.7
	ごみを出した	69.9	64.0
	食材や日用品、赤ちゃん用品などの買い物に行った	59.5	54.5
育児	赤ちゃんにミルクを飲ませた	58.5	55.1
	赤ちゃんのおむつをかえた	75.7	72.1
	赤ちゃんの沐浴をした	64.4	62.6
	赤ちゃんを抱いてあやした	70.3	69.3
	赤ちゃんの寝かしつけをした	55.6	55.4
	上のお子さんの育児をした	7.7	65.6
配偶者の心身のケア	配偶者の悩みや不安を聞いた	63.0	53.2
	配偶者の話し相手になった	68.3	62.5
	配偶者をいたわったり、励ましたりした	59.0	53.4
	配偶者が休息する時間を作るようにした	51.4	50.0
	配偶者の肩をもんだり、マッサージをしてあげた	42.6	37.6
その他	育児についての情報を調べた	39.8	29.1
	赤ちゃんの写真や動画を撮った	58.7	56.9
	家に早く帰るようにした	43.6	36.9
	その他	0.6	0.8
特になし	特になし	3.3	4.3

注) 複数回答。

注) 5ポイント以上差がある項目に網かけ。

めの育児ゆえか、情報収集も多く行っていた。母親の状態を受けた父親の取り組みが見てとれる。「家に早く帰るようにした」も第1子の父親のほうが第2子以降の父親より高かったが、上の子どもの世話や、気持ちのケアを考えると、第2子以降の家庭では、育児の人手はより必要になる。第2子以降の父親も、早く家に帰れるようにする配慮が周囲に求められる。

(3) 休暇取得有無別：妻の出産前後に休んだ父親のほうが多くの項目に取り組みがみられ、特に家事に取り組む比率が高い。

出産前後に出産や育児のために休暇を取得した父親と取得しなかった父親で、出産後の取り組みをみてみると、すべての項目で、休暇を取得した父親のほうが取り組み比率が高かった

(表2-4-2)。特に、差が10ポイント以上(表内、網かけ)ある項目は、「家事」の5項目すべて、「育児」は「赤ちゃんの沐浴をした」、「赤ちゃんを抱いてあやした」、「配偶者の心身のケア」は心理面のケア3項目すべてと、「配偶者が休息する時間を作るようにした」であった。また、「その他」項目に分類した「育児についての情報を調べた」、「赤ちゃんの写真や動画を撮った」、「家に早く帰るようにした」も差が11～16ポイントあった。妻の出産後、休暇を取ることで、家事・育児や、妻の心身のサポート・ケア等、多岐にわたり、父親の取り組みが促進されることが示唆される。休暇が取れた日数により制限はあるが、父親が休暇を取り、母親を支え、母親の心身に寄り添い回復を助けられるよう、社会も応援していくことが望まれる。

表2-4-2 対象の子どもの出産後4ヵ月間の父親の取り組み (休暇取得有無別)

		休暇取得有無別 (%)	
		休んだ (1,368)	休むことは しなかった (1,200)
家事	食事を作った	47.4	36.8
	洗濯をした	57.7	43.7
	家の掃除・片付けをした	63.6	51.7
	ごみを出した	72.4	61.8
	食材や日用品、赤ちゃん用品などの買い物に行った	64.5	49.3
育児	赤ちゃんにミルクを飲ませた	59.9	53.8
	赤ちゃんのおむつをかえた	78.1	69.7
	赤ちゃんの沐浴をした	68.5	58.0
	赤ちゃんを抱いてあやした	74.9	64.1
	赤ちゃんの寝かしつけをした	59.9	50.5
	上のお子さんの育児をした	34.9	26.8
配偶者の心身のケア	配偶者の悩みや不安を聞いた	64.8	52.3
	配偶者の話し相手になった	72.3	58.5
	配偶者をいたわったり、励ましたりした	62.4	50.3
	配偶者が休息する時間を作るようにした	57.5	43.2
	配偶者の肩をもんだり、マッサージをしてあげた	45.0	35.4
その他	育児についての情報を調べた	41.0	29.1
	赤ちゃんの写真や動画を撮った	63.3	51.7
	家に早く帰るようにした	48.6	32.0
	その他	1.0	0.3
特になし	特になし	0.6	7.4

注) 複数回答。

注) 10ポイント以上差がある項目に網かけ。

5. まとめ

本稿では、妻の出産前後の父親（夫）の休暇の取得と、出産後の取り組みについて実態を分析した。出産前後の休暇は、全体の51.5%が何らかの形で休暇を取っており、時期は「出産当日」と「産後8週まで」が多く、取った日数も1日～数日と短い。育児休業を利用した人は、政府の統計よりは多いが、全体の4.3%とわずかであった。内閣府は2020年度末までに、妻の出産後直後に父親が休暇を取得する率を80%、育児休業取得率を13%に上げることを目標としているが、実現させるためには、早急に、父親自身だけでなく、職場の意識の改革と環境整備が必要である。

出産後の父親は、家事・育児・母親の心身のケアなど、さまざまなことに積極的に取り組んでいるが、休暇を取った父親と取らなかった父親でみると、休暇を取った父親のほうが取り組む比率が顕著に高かった。よって、父親の休暇を促進させる政策は、出産後の母親への父親の

サポート役割を充実させ、その結果、母親の身体の回復の促進、「産後クライシス」と呼ばれる出産後の夫婦関係の悪化の防止や、母親・父親ともに親役割のスムーズな獲得を促進する効果があるといえるだろう。国・職場が、父親が休暇を取ることが当然のこととなるような環境づくりを推進するためのエビデンスのひとつとして、本調査の結果が活用されることを望む。

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」
<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/sh2401top.html> (2016年4月20日閲覧)
- 2) 内閣府「少子化社会対策大綱」(2015年3月20日閣議決定)
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/taikou2.html> (2016年3月13日閲覧)
- 3) ベネッセ教育総合研究所「産前産後の生活とサポートについての調査」(2015年)
- 4) ベネッセ教育総合研究所「第1回妊娠・出産・子育て基本調査・縦断調査」(2006～2009年)